





































の段階を経て本格的な審査段階である「調査」対象となる買収計画は国家安全保障に影響が及ぶ可能性が高いと判断したものである。この見方にたつと「調査」段階での「軽減合意」を米国政府機関と契約当事者の間で合意し契約を結ぶことが、買収を可能にする。

CFIUS では「軽減合意」を採った件数が 2009 年に 5 件、2010 年に 9 件あったことを明らかにしている。ただし、その中に中国企業による買収案件が含まれているかは明らかにしていない。

CFIUS と交渉し「軽減合意」を得ることについて、多くの専門家は国家安全保障への懸念に抵触する案件の買収を避けるとの前提にたち、「軽減合意」を活用する考え方を紹介している<sup>(注-7)</sup>。例えば、①米国市民でないものが、重要インフラ、重要技術に該当する情報等にアクセスできない措置をする。②該当しかねない技術や契約等を分離し、米国市民で構成する独立した取締役委に委ねる、③外部の取締役を起用し、ルール化した情報管理を行う、など。

「軽減合意」の契約で買収が成立

した事例として知られているのが、フランスの通信企業 Alcatel S.A. による Lucent Technology Inc の買収である。FINSIA 法の成立以前ではあるが、この買収は「軽減合意」の 1 タイプである「安全保障に関する取り決め」（“Special Security Arrangement”）を結んだことが承認を得た決め手となった（2006 年 12 月）。そのポイントは、①国防総省の通信システムを含む R&D 契約を結ぶ Lucent のベル研究所に対し Alcatel の関与を制限する、

②米国政府の機密に関わる契約は新たに米国国内法に基づく子会社（LGS Innovations）を設立する、③エバーグリーン条項などが合意事項になっている。さらに、司法省、国家安全保障省、国防総省、商務省と結び、ベル研究所が米国の通信インフラに関連する事業のために「国家安全保障に関する取り決め」（“National Security Agreement”）を結んでいる（資料 10）。

中国企業の例では、連想集団（LENOVO）による IBM のパソコン・ビジネス部門の買収がある。CFIUS は連邦政府が顧客と認識でき

るものに対し、Lenovo がアクセスできないことを IBM に求めた。ノースカロライナ州の IBM 施設 2 棟 (研究施設を含む) を中国人従業員等から物理的に隔離する、中国政府が IBM の記録へのアクセスを禁止するなどの措置である。

また、買収の障害をあらかじめ除外した最近の事例に、Hawker Beechcraft Inc. の買収合意がある (2012 年 7 月)。同社は、北京卓越航空工業有限公司 (Superior) が同社を買収するための排他的契約を結んだと発表した (買収額:17.9 億ドル)。この契約の対象から、軍用機の T-6 練習プログラム、AT-6 軽戦闘機を扱う同社の子会社 (HBDC : Hawker Beechcraft Defense Company) を除外し、HBDC を Superior 以外の企業に売却する方針である。

なお、中国企業が米国企業を買収する場合、中国政府の承認が必要である。中国政府の承認が得られないために買収合意を断念した例に四川騰中重工機械 (Sichuan Tengzhong Heavy Industrial Machinery) による GM の Hummer ブランド事業部の買収案件がある (2010 年 2 月)。

#### 4. 今後の中国企業の対米投資

中国企業の対外直接投資は、従来の貿易関連分野や地下資源を獲得する段階から新しい段階に入り、そのことが対米直接投資を加速させている。対米直接投資を牽引しているのは中国企業が国境を超えたバリュー・チェーンを構築することにある。2008 年以降の増加は、豊富な米ドル建て外貨資産を活用し米国企業を積極的に M&A をすることで、中国企業のグローバル化を進めることにある。米国の FTA を活用し輸出市場へのアクセスを改善することも視野にいられているのかもしれない。

中国の対米投資は対欧州投資や対アジア投資に比べ少ないことも対米直接投資を拡大する余地がある。

そうしたことをふまえ、近年の中国企業の対米直接投資の特徴から推測できることは、今後も M&A を中心にした米国への投資は確実に拡大すると見込まれることである。

一方、中国企業の対米投資には課題もある。FINSA 法の審査、中でも投資主体が国有企業による対米投資には、ガバナンスや経営実態に米国

側の警戒感が根強い。中国政府から補助金等を受けている等の場合は、投資についても不公正貿易の観点から問題視する余地はある。

FINSA 法の存在があるものの投資のしやすさ、ビジネス展開が容易であることなど、米国がもつ広い意味での投資環境の良さは中国企業にとり大きな投資魅力がある。米国市場は多くの分野で世界最大の市場である。米国で成功することが世界で成功する早道である。米国への投資のニュースは中国企業にとり大きな宣伝効果をもたらす等。

米国では中国企業による不動産を含む米国企業の買収は、80年代の日本の対米投資と比較されることがある。当時の日本企業はゴルフ場等の不動産を買い漁り、厳しい米国世論に晒された。一方、自動車および自動車部品等の工場進出は、進出地域の雇用を支え発展に寄与してきた。在米日系企業（MOFA）の雇用者数は66.1万人。付加価値額は650.5億ドル、研究開発支出は71.4億ドル、総資産額は1兆574.7億ドルと大きい（2009年；UBOベース）。在米日系企業の製造工場の進出先は50

州中49州にあり（ジェットロ調査）、地元の企業として存在感を示している。

今後、対米投資が拡大し、中国系企業のプレゼンスが大きくなるにつれ、進出地域に溶け込み地域貢献を果たし地域に根付くことが期待されている。

そのためには、「歓迎を受けにくい」投資ではなく、「歓迎される」投資を中心にWin-Winの関係を築くことができる分野の投資が今後の中心になる。日本等の対米投資の経験や近年の企業買収の断念例を参考に投資戦略を練り、米国に生産拠点をもち製造業分野、米国の脅威とならず中国企業の国際競争力強化やグローバル展開に役だつ分野、進出地域の雇用拡大をもたらす分野等に力をいれていくに相違ない。

2011年6月、オバマ大統領は外国からの対内直接投資の促進のために、外国企業誘致に連邦政府が関わっていくとした。伝統的に外国企業の誘致に連邦政府は関与せず、州政府・地元自治体等が主体で取り組んできた米国にとり、大きな政策転換である。企業誘致活動の中核となる州事

務所を中国国内に開設した州は 30 を超え、各地の自治体は中国企業誘致に積極的である。

米中戦略・経済対話(2012年5月)では、「CFIUS はどこの国の投資家であろうと、全ての取引に対して同等の規則と基準をもって審査を行うこと、CFIUS の審査権限は、取引が外国政府関連のものであっても、個人の外国投資家によるものであっても、国の安全審査範囲内に止まるものとなると説明し中国側も了承した」と中国証券報は伝えている。

こうした動きも中国企業の対米投資を加速させる要因になる。

#### 【注】

1. 【米国の対内直接投資統計における投資国の概念】米国の対内直接投資統計における投資国は、2つの概念で作成している。
  - ①米国に直接投資を行った投資者 (“Foreign Parent”)
  - ②米国子会社を最終的・実質的に支配する投資家(「最終的な実質所有者」: “Ultimate Beneficial Owner”(UBO)) 後者(UBO)は米国独自の概念で作成しているもので、多国籍企業の投資行動

の把握ができる。両者で作成した投資残高を比較すると、前者の投資額が大きいのはスイス、オランダ、ルクセンブルグなど。後者が大きいのはイスラエル、UAE等の中東諸国、中国などである。

2. 【Exxon-Florio (エクソン・フロリオ) 条項】1958年国防法(The Defense Production Act of 1958) 721条と、その後の修正条項を含めた通称。現在の根拠法は「2007年外国投資および国家安全保障法」(“The Committee on Foreign Investment in The United States and Foreign Investment and National Security Act of 2007”(FINS A))。2007年に「1988年包括通商法(The Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988)」の5021条を大幅に修正した。対内直接投資に関する審査の詳細は2008年12月22日発効の施行規則(Regulations Pertaining to Mergers, Acquisitions, and Takeovers by Foreign Persons; Final Rule)による。
3. 【審査基準】FINS A 法による審査基準は、エクソン・フロリオ条項時代の5項目にFINS A 第4条で6項目を追加した11項目である(27ページの表参照)。
4. 【国家安全保障: National Security】国家安全保障の明確な定義はなく、審査にあ

たつての基準に留まる。軍事的な側面に限らず、経済安全保障や環境安全保障などのさまざまな側面を考慮し審査する。

「テロ」対策を含む概念では重要インフラ施設 (Critical Infrastructure) も関連するなど審査対象業種の特性を多様化させていること等、一律かつ明確な審査基準の設定は困難になっている。

5. 【軽減合意 : Mitigation Agreement】

CFIUS が買収契約当事者に求める軽減合意の例に、Morgan, Lewis & Bockius LLP は次のタイプをあげている。

- ① Board Resolution
- ② Special Control Agreement (SCA)
- ③ Special Security Agreement (SSA)
- ④ Proxy Agreement (or Voting Trust Agreement)

6. 【Notice (通知)】 : FINSA の対象となる懸念がある買収案件は、当事者が自主的に通知するのが一般的である。任意に

よる通知の審査後に「これ以上の調査する必要がない」と CFIUS が判断する場合には、そのむね当事者企業に通告する義務 (事前承認制度) がある。

なお、White & Case 法律事務所は、CFIUS は職権による審査開始は 1 件もないとの回答を得ている。CFIUS がレビューを行う際に当該企業に照会があるので、その段階で当事者が Notice する場合を含むと推測している (資料-8)。

7. 【エクソン・フロリオ条項の適用例】

中国企業による買収に対しエクソン・フロリオ条項を適用した例は 1 件ある。1990 年 2 月、ブッシュ (父) 大統領は、China National Aero-Technology Import and Export Corp (中国宇宙航空技術輸出入公司 (CATIC) による航空機部品メーカーの MAMCO Manufacturing, Inc. を買収することを阻止する決定をした (別表 2-4 参照)。

表 National Security を審査する 11 項目

| エクソン・フロリオ条項時代における考慮すべき事項 (5 項)   | FINSAs 4 条で追加項した事項(6 項)   |
|--|---|
| ①買収対象となった国内産業の国防上の重要性<br>②国防に要する人材・生産力・技術・材料・その他の供給やサービス確保における国内生産力のレベル<br>③国内安全保障の要請に応えるための国内産業や取引に外国が及ぼす支配のレベル<br>④防衛関係の設備や技術等がテロ支援国家、ミサイル技術や生物化学兵器の拡散に与える影響<br>⑤国家安全保障に関わる技術移転に与える潜在的影響 | ⑥買収が主要なエネルギー資産など重要な産業基盤に与える潜在的な影響<br>⑦買収が基幹技術に与える影響<br>⑧買収が外国政府による支配をもたらす可能性<br>⑨外国投資家の国籍国における核拡散防止への取組とテロとの戦いにおける米国との協力関係<br>⑩エネルギー他の重要な資源調達の長期見通しへの影響<br>⑪大統領または CFIUS が重要と考えるその他の要素の存在 |

注：FINSAs の審査基準は、エクソン・フロリオ条項時代(1988～2006 年)の 5 項目に、FINSAs で追加した 6 項目を加えた合計 11 項目

出所：Pub Law No.100418.102 FINSAs § 4.50U.S.C. app § 2170 (f)  
Stat.1107 (1988)

## 【参考資料等】

個々の企業の投資案件の状況等は各社のニュースリリース等の対外発表用資料を主に、法律事務所のニュースレター等を参考にとりまとめている。

中国春平集団による Atlantic Bank of America の買収発表(2011.12)が後(2012.6)に偽りであることが判明した等、正確性に疑問があるものを極力排除するために可能な限りの確認をおこなっている。ただし、M&A 実施の断念等の確認は本稿執筆時点の状況(2012年6月)に留まる。

1. CFIUS: “Annual Report” (各年版) エクソン・フロリオ条項時代の情報は GAO の報告書を使用。国別件数のカウントは中国と香港を分けている。
2. CSIS: “China’s Investment in the U.S.” (2011.11)
3. Asia Society: “An American Open Door?” (2011.5)
4. Deloitte: “The US Regulatory and Institutional Framework for FDI”
5. CRS Report for Congress: “The Committee on Foreign Investment in the United States” (2010.7)
6. Columbia Univ.: VALE Columbia Center: “VCC Newsletter” (各号)

## 7. 直接投資統計

〔米国〕 商務省 BEA:

“Position on a historical-cost basis and direct investment income without current-cost adjustment by country of UBO and by country of foreign parent”

〔RHG (Rhodium Group, LLC) 〕

“China Investment Monitor: Tracking Chinese Direct Investment in the U.S.”

〔中国〕 「中国商務年鑑」 (英語版)

## 8. 経済産業省: 「諸外国の資本移動規制の動向調査」 (H23.3)

—White & Case 外国法事務弁護士事務所による解説がある

## 9. DAVID ZARING: “CFIUS AS A CONGRESSIONAL NOTIFICATION SERVICE” (Southern California Law Review 2009)

## 10. Kathleen C. Little 他: “National Security Review Of Foreign Direct Investments: The Central Role Of Mitigation Agreements” (International Government Contractor, 2008.8)

## 11. 国際貿易投資研究所: 「中国企業の対外進出における M&A 事情」 (本誌 88 号)

別表－１ 最近の中国企業の対米直接投資事例

## (1) M&amp;A 型投資の例（鉱工業を除く）

| 中国企業   | 米国企業   | 分野  | 時期          | 概要  |
|--|--|-----|-------------|---|
| 中国投資有限公司<br>(CIC)  | AES<br>Corporation                           | 電力  | 2010<br>.3  | AESはバージニア州の独立系電力会社（創業1981年）<br>米国と欧州で1500MWの風力・太陽光発電プロジェクトの開発パイプライン<br>アジアと中南米を中心に7500MWの中核的電力プロジェクトの開発パイプラインを保有<br>CICは中国政府のSWF<br>・2010.3 AESはCICの子会社に同社株式の15.8%を取得を発表（約15.8億ドル）<br>・AESの風力発電事業の35%を取得することで基本合意 |
| 国家電網公司<br>(State Grid<br>Corporation of<br>China)                                    | AES<br>Corporation                           | 電力  | 2012<br>.2  | ・AESの風力発電部門を買収するとロイター他が報道   |
| 中国華能集団<br>(China Huaneng<br>Group)   | InterGen                                     | 電力  | 2010<br>.11 | InterGenはマサチューセッツ州にある独立系電力会社<br>中国華能集団は中国の大手発電事業会社（中国政府所有）<br>・2011.4 CHGはInterGenの株式の50%をインドのGMR Groupより12.3億ドルで取得（GMRは2008.10に取得）   |
| 大連万達集団   | AMC<br>Entertainment                         | 映画館 | 2012<br>.5  | 大連万達集団は中国の大手不動産・娯楽グループ企業<br>AMC Entertainmentは国の世界第2位の規模をもつ映画館チェーン<br>・2012.5 100%子会社化する買収で合意と発表（買収額 26億ドル）   |
| 中国工商銀行 (ICBC)<br>中国投資公司 (CIC)<br>中国中央匯金公司<br>(Central Huijin<br>Investment)          | Bank of<br>East Asia,<br>USA<br>(米国東亜<br>銀行) | 金融  | 2012<br>.5  | 米国東亜銀行は香港に本社がある東亜銀行（Bank of East ASIA）の米国法人。<br>米国法人はニューヨーク、カリフォルニアに店舗を持つ、個人向け業務が主体の銀行<br>・2011.1 ICBCは政府系投資ファンドのCICなどと共同で持ち株会社を設立し、東亜銀行の米国法人の株式8割を取得<br>・2012.5 FRBはICBC他による買収を承認<br>・米国の銀行を中国資本が買収した初めての事例      |
| 上海錦江国際酒店集團<br>(Shanghai Jin<br>Jiang International<br>Hotels (Group)<br>Company Ltd) | Interstate<br>Hotels &<br>Resorts<br>(IHR)   | ホテル | 2010<br>.3  | 上海錦江国際酒店集團は大手ホテルチェーン<br>IHRは独立系のホテル運営企業でホテル不動産投資もてがける<br>全米各地の他に、コロンビア、ロシア、インド等200か所以上のホテルを運営<br>・2012 米国の合弁子会社を通じてIHRを買収したと発表  |

注：M&A 案件は CFIUS のレビューあるいは調査の進展や世論等の反発・批判、CFIUS の報告により買収を断念することがある。可能な限り買収が中止となったかどうか確認しているが、表作成後に買収中止となる可能性がある

出所：各社の公式発表用ニュースリリースを基本に、米国の法律事務所や監査法人等の資料を参考に作成（以下 同様）



(2) M&A 型投資の例（鉱工業分野）

| 中国企業   | 米国企業  | 分野                | 時期      | 概要  |
|--|---|-------------------|---------|---|
| 中国海洋石油<br>(China National Offshore Oil Corporation; CNOOC)   | Chesapeake Energy Corp  | エネルギー<br>(シェールガス) | 2010.10 | Chesapeake Energy Corpは天然ガスの生産企業 Chesapeakeが保有するテキサス州南部のシェール層・イーグル・フォードの33.3%の権益を約11億ドルで取得する方針で合意<br>・CNOOCによる米企業への投資は、2005年に米議会の反発を受け石油企業・UNOCAL Corpの買収を断念して以来  |
| 国際石油探査開発有限公司 (SIPC)<br>【中国石油化工集団】  | Devon Energy  | エネルギー<br>(シェールガス) | 2012.4  | SIPCは中国石油化工集団が全額出資する子会社<br>Devenはシェールガス開発企業<br>・2012.3 Devonがもつシェールガス資産権益の1/3を買収する取引に調印したと発表  |
| China Auto Parts Capitol Holdings (CAPACH)   | Century Automotive Mfg  | 自動車部品             | 2011.7  | Century Auto. Mfgは、ミシガン州の自動車部品メーカー。ブレーキ部品、ドライブ・ライン部品、サスペンション部品、シャーシ部品等を製造   |
| China Health Resources (CHRI)  | Herborium Group Inc   | 医薬品               | 2012.2  | CHRIは中国の漢方生薬と製品の生産・販売する医薬品メーカー<br>Herboriumはハーブ・サプリメントの開発・販売企業<br>・(2012.2.21)CHRIの買収で基本合意したと発表   |
| 中国航空技術国際控股有限公司 (中航国際)<br>AVIC International Holding Co   | Continental Motors  | 航空機部品             | 2011.4  | Continental Motorsは航空機用ボストン・エンジン・メーカー（本社：アラバマ州）<br>・(2011.4)中航国際は米国子会社のAVIC Internationalを通じContinental Motors100%取得する買収を完了したと発表  |
| 中航工業通用飛機有限責任公司<br>(China Aviation Industry General Aircraft: CAIGA)  | Cirrus Industries, Inc.<br>("Cirrus")   | 小型航空機             | 2011.1  | 中航工業通用飛機有限責任公司 (CAIGA)は中国航空工業集团公司 (中航工業AVIC) の子会社<br>Cirrus Industries, Incは個人用小形航空機の製造メーカー<br>・2011.3 CAIGAはCirrusの全株式を保有する銀行から買収することで合意   |
| 太平洋世紀汽車系統有限公司 (PCM Pacific Century Motors)<br>Beijing E-Town International Investment & Development Co., Ltd. (E-Town) | NEXTEER Automotive  | 自動車部品             | 2010.11 | Nexateer AutomotiveはGMのステアリングやドライブ・システムを手掛ける大手自動車部品メーカー (GMの部品部門のDelphiから分離独立)<br>PCMは北京市当局が支援する自動車部品メーカー<br>・2011.11 NEXTEERの買収を発表   |
| Shanghai Mechanical & Electrical Holding Co Ltd<br>上海機電【上海電氣】  | Goss International Corporation  | 印刷機械              | 2012.2  | 上海機電は上海電氣の傘下企業。日本の秋山インターナショナルを買収し子会社になっている<br>Goss Internationalは新聞輪転機の大手企業   |
| 北京京西重工有限公司 (BWI)<br>Beijing West Industries  | Delphi's global suspension and brakes business and assets (DPH Holding Corporation) | 自動車部品             | 2009.11 | 北京京西重工有限公司は中国鉄鋼大手の首鋼集団などが出資<br>デルファイはGMの自動車部品部門が独立。2005年に経営破たん<br>・2009.11 デルファイが世界13カ所に持つブレーキとサスペンションの製造工場などを買収する内容の契約書に署名   |
| 北京卓越航空工業有限公司<br>Superior Aviation Beijin Co (Superior)   | Hawker Beechcraft Inc.  | 航空機製造             | 2012.7  | Superiorは北京にある航空機用エンジンと部品を製造するメーカー<br>Hawker Beechcraftは米国の大手小型航空機メーカー。経飛行機とビジネス・ジェットを生産。<br>2008年の金融危機後、フライベート・ジェットの需要の落ち込みで経営危機に陥っていた。<br>(2012.6.30 連邦破産法第11条の適用申請)<br>・2012.7.9 買収交渉の排他的交渉契約を結んだことを発表。(買収額17.9億ドル。軍用機の子会社を除く) |

## (3) グリーンフィールド型投資の例

| 中国企業  | 米国企業                               | 分野       | 時期      | 概要   |
|---|------------------------------------|----------|---------|--|
| 中国銀行 (Bank of China)                                |                                    | 金融       | 2012.5  | ・ FRBがChicagoに支店開設承認 (NY、LAに開設済)   |
| 中国農業銀行 (Agricultural Bank of China)                 |                                    | 金融       | 2012.5  | ・ FRBがNew Yorkに支店開設を承認   |
| 無錫尚徳太陽能電力有限公司 (Suntech)                             | Suntech America                    | 太陽光パネル製造 | 2010.10 | Suntechは中国最大手の太陽光電池・太陽光発電システム製造メーカー<br>・2010 アリゾナ州に太陽光パネルの製造工場を建設 建設には米国政府のRenewable Energy Tax Incentive Program,を活用  |
| 万向太阳能有限公司 (Wanxiang Solar Co. Ltd)                  | Wanxiang America Corporation       | 太陽光パネル製造 | 2010.8  | ・ Wanxiang Americaはイリノイ州に太陽光パネル製造工場を建設<br>New Generation Powerと合併でRockford Solar Partners LLCを設立し運営<br>・ 建設には、経済再生法による400万ドル以上の助成金を活用し、中西部で最大、米国全体でも最大規模である62MWの太陽光発電所 |
| 新奥能源控股有限公司 ENN Energy Holdings Limited              | ENN Mojave Energy                  | 太陽光パネル製造 | 2012.7  | 新奥能源控股有限公司は天然ガス供給企業。ケイマン諸島に登録している<br>旧称：新奥燃氣控股有限公司<br>・ ENN Mojave EnergyはENNグループの子会社<br>・ (2012.7) ネバダ州で720MWの太陽光発電パネルの製造する設備計画に対し、州当局に補助金、税控除のインセンティブの申請             |
| 英利绿色能源控股有限公司； (Yingli Green Energy Holding Company) | Yingli Green Energy Americas, Inc. | 太陽光パネル製造 | 2011.6  | Yingli Green Energy Holding Companyは、“Yingli Solar”のブランドで知られる大手太陽光パネルおよび発電事業会社 (NYSEに上場)<br>・ 2011. San Franciscoに太陽光発電製品のR&Dセンターを開設                                   |
| 三一重工 (Sany Heavy Industry Co)                       | Sany America                       | 建設機械     | 2011.10 | ・ ジョージア州に組立工場を開設 (2007)<br>・ 同上本社内にR&Dセンターを設立を発表 (2011.10)   |
| 中国明陽風電集團 (Ming Yang Wind Power Group)               |                                    | 風力発電機器   | 2012.3  | Ming Yang Wind Power Groupは、大手風力発電機メーカーでNYSE上場<br>・ 2012.3 ノースカロライナ・州立大学内 (NCSU) にR&Dセンターを開設<br>・ 国内で関心がたかい沖合 (Offshore) での風力発電タービンの開発をめざす                             |

## 別表-2 中国企業による米国企業の買収等を断念した例

## (1) 買収提案が米国法により阻止された例 (CFIUS 以外)

| 中国企業                                  | 米国企業                         | 分野 | 時期      | 概要   |
|---------------------------------------|------------------------------|----|---------|--|
| 中国民生銀行 (China Minsheng Banking Corp.) | United Commercial Bank (UCB) | 銀行 | 2009.11 | ・ UCBの買収提案に対しFRB (米連邦準備理事会) は、米国銀行の規則で認めせずに阻止<br>FRBは、買収の審査に長期間を要するが、UCBの経営状況の悪化で早急な対応が不可欠と判断。<br>UCBの資産はFDIC (Federal Deposit Insurance Corp : 連邦預金保険公社) の管理下となった |

(2) 買収合意後に断念した例 (CFIUS 関連)

| 中国企業   | 米国企業               | 分野                   | 時期      | 概要  |
|--|--------------------|----------------------|---------|---|
| 華為技術有限公司<br>(Huawei Technology)                          | 3Leaf Systems      | IT                   | 2011.6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・華為技術は3Leaf社の特許等資産を200万ドルで取得。</li> <li>・ただし、企業買収ではないでCFIUSに通知せず</li> <li>・国防総省は安全保障上の懸念があるとの理由から、CFIUSの審査を請求</li> <li>・(2011.2) CFIUSが取引を撤回するよう勧告し、華為が受け入れた。</li> </ul>  |
|  | 3Com               | IT                   | 2007    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3comはネットワークへの進入制御システムの提供企業。国防総省にもシステムを納入</li> <li>・2007.9 3ComはHuaweiが22億ドルで買収することで合意と発表</li> <li>・2007.10 連邦下院は買収計画を承認すべきでないと決議 (HR730 110th議会)</li> <li>・2008.2 Huaweiは「通知」を取り下げ買収計画をみなおし買収をめざしたが、最終的に断念</li> </ul>   |
|  | 2Wire              | Mobile Communication | 2010    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・華為技術は2 WIREの買収入札に応じ、落札企業の英国のメーカー・PACE Plcの4.75億ドルより高額を提示したと伝えられているが、2WireはCFIUSの承認が得られない可能性が高いとの判断から落札できず</li> </ul>  |
|  | MOTOROLA           | Mobile Communication | 2010.7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・華為技術はMotorolaの無線通信機器部門の買収を試みたが、Nokia Siemens Networksに決定。</li> <li>・Motorolaは華為技術による買収はCFIUSの承認が得られない可能性が高いと判断したと理解されている</li> </ul>   |
| Northwest Non-Ferrous International Company, Ltd.        | Firstgold Corp     | Mining               | 2009.12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Forstgoldはネバダ州にある鉱山会社。Northwest Non-Ferrous Internationalは中国政府が出資する米国法人</li> <li>・200x Firstgoldの株式の51%を取得することで合意</li> <li>・(2009.12) Firstgoldの鉱山近隣に海軍飛行場があることが、この取引に対する国家安全保障問題を提起したことを受け買収提案を撤回。</li> </ul>  |
| 曹妃甸唐山曹妃甸投資<br>(TCIC:Tangshan Caofeidian Investment Corp) | Emcore Corporation | ファイバー・オプティクス事業       | 2010.6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Emcore Corporationは光ファイバー・太陽光モジュールのメーカー</li> <li>・2010.2 Emcoreは、TCIC)と株式買収契約を結び、合併企業の設立を発表。</li> <li>・TCICはEmcoreのファイバー・オプティクス事業(衛星通信、特殊フォトリソ製品ラインを除く)の株式、60%を取得後、合併企業として事業を行う計画</li> <li>・2010.6 ファイバー・オプティクス事業の60%の株を中国側に売却する計画の撤回を発表。ただし、今後も両者の協力関係を追及する</li> </ul> |

注：表の作成時点以降に、断念した案件が計画を見直し改め新たな買収契約を締結する可能性がありうる

## (3) 買収を伴わない新規投資を断念した例

| 中国企業                     | 米国企業 | 分野 | 時期     | 概要  |
|--------------------------|------|----|--------|---|
| 鞍山鋼鉄集団<br>(Anshan Steel) |      | 鉄鋼 | 2010.8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Anshan Steelは米国 Steel Development Corpと合併で、ミシシッピ州でSlab Steelの生産のプロジェクを計画。グリーンフィールド型投資のために、CFIUSの審査を必要としない。</li> <li>・ 事業計画に対し、超党派の議員団 (Congressuonal Steel Caucus) と地元の鉄鋼ピークル・グループが進出反対運動を起こしたため、投資計画を停止した。</li> <li>・ 反対理由は、①中国政府主導の国有企業が、中国政府とのつながりで実現される低金利ローンなどの優遇策により最初から米国の鉄鋼メーカーより優位な立場に立ち、米国の雇用市場にも影響を及ぼしかねない。②中国当局主導の企業が米国に投資することにより、「新しい製鉄技術および米国の安全保障にかかわるインフラ情報にアクセスする機会を得る」等をあげていた</li> </ul> |

## (4) エクソン・フロリオ条項を適用し中国企業の買収を認めなかった例

| 中国企業   | 米国企業                      | 分野    | 時期   | 概要   |
|--|---------------------------|-------|------|--|
| 中国宇宙航空技術輸出入公司 (China National Aero-Technology Import and Export Corp.:CATIC) | MAMCO Manufacturing, Inc. | 航空機部品 | 1990 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1989.11 CATICはMAMCOの買収を決定</li> <li>MAMCOからCFIUSにNotice (通知)</li> <li>1989.12 CFIUSによる調査 (Investigation) 開始</li> <li>1990.2 Bush大統領 CATICによる買収を認めない決定をし、買収契約の解消を命じる</li> </ul> |

出所：GAO

## (5) (参考) 基本合意したが、中国政府の承認が得られなかった例

| 中国企業  | 米国企業                                  | 分野  | 時期     | 概要   |
|---|---------------------------------------|-----|--------|--|
| 四川騰中重工機械 (Sichuan Tengzhong Heavy Industrial Machinery) | General Motors (GM) Hummer Brand 関連部門 | 自動車 | 2012.2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>四川騰中重工機械は、四川省を本拠に特殊車両、高速道路や橋梁向け資材、建設用機械の生産やエネルギー関連施設の建設を手がける</li> <li>GMのHummerブランドは大型SUVのブランド。GMは連邦破産法第11条の適用を申請し、売却先を探していた</li> <li>・ 2009.6 GMは、「Hummer」ブランドの売却で四川騰中重工機械と暫定合意したと発表</li> <li>・ 2012.2 中国政府は、騰中重工機械によるGMのHummerブランド事業の買収を却下したため、GMは交渉を打ち切ると発表</li> </ul> |